

香取広域市町村圏事務組合消防手数料条例

平成18年3月27日

条例第24号

改正 平成22年9月28日条例第8号
平成22年10月29日条例第12号
平成24年2月9日条例第1号
平成26年2月25日条例第4号
平成30年3月1日条例第3号
令和元年7月1日条例第1号
令和4年2月25日条例第3号
令和6年2月16日条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務につき徴収する手数料について必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第2条 手数料を徴収すべき種類及び金額は、別表に定める。

(減免)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。

- (1) 官公署の請求による場合
- (2) 公費の援助を受ける者又はその援助を受けるため必要である場合
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている場合
- (4) その他管理者が徴収することが適当でないと認めた場合

(手数料の徴収時期)

第4条 手数料は、申請の際徴収する。

(手数料の不還付)

第5条 第2条の規定により既に徴収した手数料は還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、その手数料を還付することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

香取広域市町村圏事務組合消防手数料条例

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成22年9月28日条例第8号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年10月29日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第29条の5の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、改正後の香取広域市町村圏事務組合火災予防条例第8条の3の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

附 則（平成24年2月9日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月25日条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月1日条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日条例第1号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和4年2月25日条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月16日条例第8号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条）

手数料を納付すべきもの及び区分			手数料の額	
消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書の規定による仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認			5,400円	
法第11条第1項前段の規定による設置の許可	(1) 製造所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円	
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円	
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円	
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円	
		指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円	
	(2) 貯蔵所	① 屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下のもの	20,000円
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	26,000円
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	39,000円
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	52,000円
			指定数量の倍数が200を超えるもの	66,000円
		② 特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	指定数量の倍数が100以下のもの	20,000円
			指定数量の倍数が100を超え10,000以下のもの	26,000円
			指定数量の倍数が10,000を超えるもの	39,000円
		③ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）		570,000円

④ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（⑤において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（⑤において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	880,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,070,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,200,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,520,000円
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1,780,000円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	4,070,000円
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	5,340,000円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	6,490,000円
⑤ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,450,000円

		危険物の貯蔵最大数量が 5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満の 浮き屋根式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所	1,720,000円
		危険物の貯蔵最大数量が 10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満の 浮き屋根式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所	1,920,000円
		危険物の貯蔵最大数量が 50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所	2,360,000円
		危険物の貯蔵最大数量が 100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所	2,740,000円
		危険物の貯蔵最大数量が 200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所	5,640,000円
		危険物の貯蔵最大数量が 300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満 の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所	7,240,000円
		危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以上 の浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所	8,790,000円

⑥ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの	5,930,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	7,470,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	10,900,000円	
⑦ 屋内タンク貯蔵所		26,000円	
⑧ 地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が100以下のもの	26,000円	
	指定数量の倍数が100を超えるもの	39,000円	
⑨ 簡易タンク貯蔵所		13,000円	
⑩ 移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第15条第3項の移動タンク貯蔵所を除く。）		26,000円	
⑪ 積載式移動タンク貯蔵所又は危険物の規制に関する政令第15条第3項の移動タンク貯蔵所		39,000円	
⑫ 屋外貯蔵所		13,000円	
(3) 取扱所	① 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）		52,000円
	② 屋内給油取扱所		66,000円
	③ 第1種販売取扱所		26,000円
	④ 第2種販売取扱所		33,000円
	⑤ 移送取扱所	危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。）が15キロメートル以下のもの（危険物を移送するための配管に係る最大	21,000円

		常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。)	
		危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	87,000円
		危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額
	⑥ 一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円
		指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円
法第11条第1項後段の規定による変更の許可			設置の許可に係る手数料の区分（特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、屋外貯蔵

タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤（地中タンク（底部が地盤面（タンクの周囲に土を盛ることにより造られた人工の地盤を設ける場合にあつては、当該人工地盤の上面をいう。）下）にあり、頂部が地盤面以上にあつて、タンク内の危険物の最高液面が地盤面下にある縦置き円筒型の液体危険物タンクをいう。）に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、タンク本体及び地盤、海上タンク（海上に浮かび、同一場所に定置されるよう措置され、かつ、陸上に設置された諸設備と配管等により接続された液体危険物タンクをいう。）に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び定置設備（定

		置設備の地盤を含む。)の変更以外の変更の場合、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては岩盤タンクのタンク本体の変更以外の場合には、特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなしての当該区分)に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
法第11条第5項の規定による完成検査	(1) 設置の完成検査	設置の許可に係る手数料の区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなしての当該区分)に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
	(2) 変更の完成検査	設置の許可に係る手数料の区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵

			所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、特定屋外タンク貯蔵所等以外の屋外タンク貯蔵所とみなして当該区分)に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の1の額
法第11条第5項ただし書の規定による仮使用の承認			5,400円
法第11条の2第1項の規定による設置の許可に係る完成検査前検査	(1) 水張検査	容量10,000リットル以下のタンク	6,000円
		容量10,000リットルを超え1,000,000リットル以下のタンク	11,000円
		容量1,000,000リットルを超え2,000,000リットル以下のタンク	15,000円
		容量2,000,000リットルを超えるタンク	15,000円に1,000,000リットル又は1,000,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
	(2) 水圧検査	容量600リットル以下のタンク	6,000円
		容量600リットルを超え10,000リットル以下のタンク	11,000円
		容量10,000リットルを超え20,000リットル以下のタンク	15,000円

	容量20,000リットルを超えるタンク	15,000円に10,000リットル又は10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
(3) 基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	420,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	560,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	730,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	960,000円
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,090,000円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,660,000円
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,900,000円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	2,120,000円

(4) 溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が 1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所	530,000円
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所	680,000円
	危険物の貯蔵最大数量が 10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所	1,030,000円
	危険物の貯蔵最大数量が 50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所	1,410,000円
	危険物の貯蔵最大数量が 100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所	1,780,000円
	危険物の貯蔵最大数量が 200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所	3,430,000円
	危険物の貯蔵最大数量が 300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所	4,190,000円
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以上 の特定屋外タンク貯蔵所	4,800,000円
(5) 岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル未満 の屋外タンク貯蔵所	9,320,000円
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以上 500,000キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所	12,600,000円

		危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	17,300,000円
法第11条の2第1項の規定による変更に係る完成検査前検査	(1) 水張検査		設置の完成検査前検査に係る手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の同一の額
	(2) 水圧検査		設置の完成検査前検査に係る手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の同一の額
	(3) 基礎・地盤検査		設置の完成検査前検査に係る手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
	(4) 溶接部検査		設置の完成検査前検査に係る手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
	(5) 岩盤タンク検査		設置の完成検査前検査に係る手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
法第14条の3第1項又は第	(1) 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	320,000円

2 項の 規定に よる保 安に関 する検 査	危険物の貯蔵最大数量が 5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満の もの	460,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満の もの	750,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満 のもの	1,020,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満 のもの	1,300,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満 のもの	3,150,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満 のもの	3,870,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以上 のもの	4,460,000円	
	(2) 岩盤タンクに係る 特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満 のもの	2,690,000円
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以上 500,000キロリットル未満 のもの	3,230,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が 500,000キロリットル以上 のもの	4,830,000円	

	(3) 移送取扱所	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所	70,000円
		危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額
香取広域市町村圏事務組合火災予防条例（平成18年香取広域市町村圏事務組合条例第23号）第47条の規定によるタンク検査を受けようとするもの	(1) 水張検査	容量が10,000リットル以下のタンク	6,000円
		容量が10,000リットルを超え1,000,000リットル以下のタンク	11,000円
		容量が1,000,000リットルを超え2,000,000リットル以下のタンク	15,000円
		容量が2,000,000リットルを超えるタンク	15,000円に1,000,000リットル又は、1,000,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
	(2) 水圧検査	容量が600リットル以下のタンク	6,000円
		容量が600リットルを超え10,000リットル以下のタンク	11,000円
		容量が10,000リットルを超え20,000リットル以下のタンク	15,000円

香取広域市町村圏事務組合消防手数料条例

	容量が20,000リットルを超えるタンク	15,000円に10,000リットル又は、10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
その他の証明を受けようとするもの		200円